平成２６年（フ）第１５４号
新潟県長岡市新組町4821番地２　スプランドゥールＡ－２号室
債務者　松倉　義雄
1　決定年月日時　平成27年１月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙橋　俊介
4　破産債権の届出期間　平成27年３月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年４月24日午前11時40分
6　免責意見申述期間　平成27年４月10日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２６年（フ）第５４５号
川崎市多摩区菅稲田堤２丁目１番５号　ペアフォレスト306
債務者　松木　武士
1　決定年月日時　平成27年１月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　河野　力丸
4　破産債権の届出期間　平成27年３月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年４月23日午前10時
6　免責意見申述期間　平成27年４月22日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第１０５号
富山県高岡市京町12番２号、前住所富山県高岡市大坪町１丁目４番18号
債務者　池田希衣子（旧姓新井）
1　決定年月日時　平成27年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　片岡　長司
4　破産債権の届出期間　平成27年３月12日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年４月30日午前11時
6　免責意見申述期間　平成27年４月28日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２７年（フ）第１２号
新潟県長岡市栃尾泉389番地７
債務者　倉茂　静録
1　決定年月日時　平成27年１月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙橋　俊介
4　破産債権の届出期間　平成27年４月15日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年５月15日午前11時
6　免責意見申述期間　平成27年５月１日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２６年（フ）第１８号
長崎県松浦市志佐町浦免1575番地６　オーセル松浦301号、住民票上の住所長崎県松浦市志佐町田ノ平免496番地
債務者　千北　秀樹
1　決定年月日時　平成27年１月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　染矢　修孝
4　破産債権の届出期間　平成27年３月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年５月15日午後３時
6　免責意見申述期間　平成27年５月８日まで
長崎地方裁判所平戸支部破産係

平成２７年（フ）第１７号
静岡県浜松市中区城北１丁目25番10号　城北タテピア105号、前住所静岡県浜松市中区小豆餅１丁目８番13号
債務者　鈴木　秀治
1　決定年月日時　平成27年１月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　矢田　宗介
4　破産債権の届出期間　平成27年３月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年５月12日午後２時
6　免責意見申述期間　平成27年５月12日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第３号
佐賀県武雄市西川登町大字小田志16803番地２
債務者　宮川産婦人科こと　宮川　　暁
1　決定年月日時　平成27年１月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　杉山林太郎
4　破産債権の届出期間　平成27年３月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年５月20日午後４時30分
6　免責意見申述期間　平成27年５月19日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２６年（フ）第３２５９号
大阪府摂津市東別府４丁目１番18―401号
債務者　髙橋　英一
1　決定年月日時　平成27年１月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　谷井　秀夫
4　免責意見申述期間　平成27年４月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第４号
岩手県花巻市二枚橋第５地割324番地１　２Ｆ、旧住所岩手県花巻市桜台２丁目28番22号グレイス桜台102号
債務者　遠山　キヨ（旧姓川内）
1　決定年月日時　平成27年１月30日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月25日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２７年（フ）第３号
岩手県奥州市胆沢区若柳字上萱刈窪110番地
債務者　渡辺　和幸
1　決定年月日時　平成27年１月29日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月25日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２６年（フ）第９３号
福島県二本松市平石町362番地８
債務者　渡辺　　勝
1　決定年月日時　平成27年１月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月25日まで
福島地方裁判所

平成２６年（フ）第１２９８号
さいたま市浦和区元町３丁目26番15号
債務者　倉野良之助
1　決定年月日時　平成27年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月25日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第１３１８号
さいたま市桜区大字大久保領家３番地１　Ｂ―202
債務者　里　　暁子
1　決定年月日時　平成27年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月25日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第１３１９号
さいたま市桜区大字大久保領家３番地１　Ｂ―202
債務者　里　なつみ
1　決定年月日時　平成27年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月25日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第３４号
さいたま市西区大字佐知川1500番地７　エスポワール101号室
債務者　中島　静夫
1　決定年月日時　平成27年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月25日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１０号
埼玉県北葛飾郡松伏町田中１丁目12番地６　前野ハイツⅠ104号室、旧住所埼玉県北葛飾郡松伏町大字田島921番地４
債務者　小田島年一
1　決定年月日時　平成27年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月25日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係